

岬町下水道事業経営戦略

团 体 名 称：岫町

事業名：下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成6年7月1日 (26年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適
処理区域内人口密度	28.7人/㎡	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	1処理区 ・南大阪湾岸南部処理区		
処 理 場 数	なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	供用開始当初より流域下水道に接続		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金有 従量制有(使用料量により 11段階の料金設定)						
	区分	基本料金6m³まで	超過料金				
			水量	1m³につき			
	一般汚水	414円	7m³以上10m³まで	93円			
			11m³以上20m³まで	103円			
			21m³以上30m³まで	115円			
			31m³以上40m³まで	128円			
			41m³以上50m³まで	138円			
			51m³以上70m³まで	161円			
			71m³以上100m³まで	184円			
			101m³以上200m³まで	207円			
			201m³以上300m³まで	230円			
501m³以上1,000m³まで			276円				
1,001m³以上	322円						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	同上						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	浴場汚水		200m³まで1m³につき	26円			
			201m³以上1m³につき	27円			
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成31年度	1,993	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成31年度	2,277	円
	平成30年度	1,993	円		平成30年度	2,310	円
	平成29年度	1,993	円		平成29年度	2,294	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	課長兼係長 1人 係員 3人 臨時職員1人
事業運営組織	岬町都市整備部土木下水道課下水道係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	汚水マンホールポンプの点検業務を民間委託しています。 下水道使用料の徴収事務を大阪広域水道企業団へ委託しています。
	イ 指定管理者制度	実績なし
	ウ PPP・PFI	実績なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実績なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実績なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

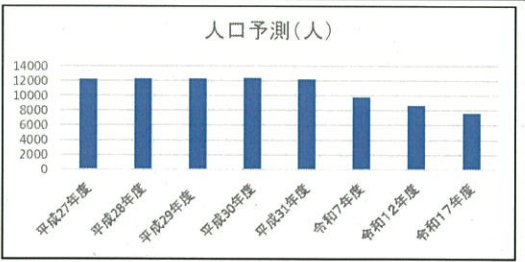
本町は、供用開始当初から単独で汚水処理場を持たず流域での共同処理を行っているため汚水処理原価が低く抑えられています。
下水道整備を始めたのが後発団体でありながら、普及率78.8%となっています。これは急激に下水道整備を進めた結果であります。そのため、現在、地方債償還金が下水道経営を圧迫しています。
普及率が78.8%で水洗化率は82.8%(平成31年度末)です。しかし、少子高齢化や節水意識の向上による使用料収入の減少及び大口企業の進出も見込めない現状を勘案しますと、安心・安全な下水道事業を推進するためには、水洗化率の向上が大きな課題となっています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

平成27年度:12,204人
平成28年度:12,296人
平成29年度:12,293人
平成30年度:12,385人
平成31年度:12,215人

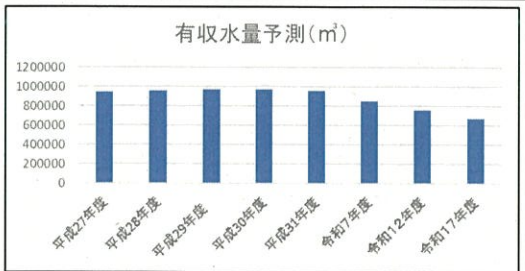
<予測>
社会保障・人口問題研究所HPより。
平成27年の総人口を100としたときの総人口の指数を準用。
令和7年度:9,812人(80.4)、令和12年度:8,654人(70.9)、令和17年度:7,566人(62.0)



(2) 有収水量の予測

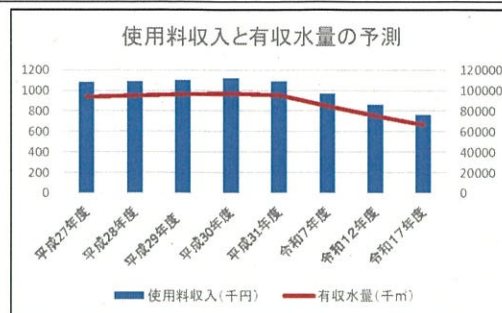
平成27年度:939,740㎡
平成28年度:951,544㎡
平成29年度:963,449㎡
平成30年度:968,777㎡
平成31年度:953,735㎡

<予測>
社会保障・人口問題研究所HPより。
平成27年の総人口を100としたときの総人口の指数を準用。
令和7年度:847,645㎡(80.4)、令和12年度:755,550㎡(70.9)、令和17年度:666,275㎡(62.0)



(3) 使用料収入の見通し

今後、経費回収率が大幅に低下する場合には、使用料金の見直しを検討します。



(4) 施設の見通し

岬町所有の施設は、污水管路施設約51km、マンホールポンプが46箇所があり、今後はこの下水道施設を適切に管理しながら、普及促進、改築事業、災害対応等を一体的に展開しなければなりません。また、これら施設の老朽化は懸念されているところであり、今後も安定した下水道サービスを持続的に提供するため、修繕・改築などの老朽化対策を講じる必要があります。

(5) 組織の見通し

現状の組織体制を維持しますが、組織や定員等については、常に現状を把握し、組織形態や業務量の整合性に努め、効率化を図ります。

3. 経営の基本方針

1. 計画策定の主旨

下水道は、健康で安全・快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るために必要不可欠な施設であります。しかし、国・地方とも厳しい財政状況の中、少子高齢化や節水意識の高まりによる水需要の減少や管渠の老朽化対策など新たな課題に対応するため、今まで以上に経営努力を重ねて事業経営を行っていかねばなりません。このような経営環境の中で、ライフラインとしての信頼性を確保し、「安全・安心」な下水道事業を行っていくために、経営戦略を策定するものです。

2. 下水道事業の現状と課題

本町の下水道事業は、平成元年度に都市計画決定をし、供用開始を平成6年度から開始しています。平成31年度までに、污水整備面積426ha、管渠延長51kmの整備を行い、78.8%となっております。下水道整備が後発団体でありながら普及率が高水準にあるのは、下水道整備を平成6年度、平成11年度から平成20年度にかけて集中的に進めてきたことによるものです。しかしながら、集中的に投資した期間の地方債償還金が下水道経営を圧迫する主な要因となり、今後発生する老朽管の更新についても同時期に対応が求められることが懸念されております。

3. 今後の経営方針

地方債残高抑制のため、新規事業を精査し、新規地方債発行額を抑えてまいります。
水洗化率向上に向け、啓発活動に力を入れてまいります。
今後、発生する老朽化対策については、施設の延命を図り更新費用の投資を控えて事業費の平準化に努めます。
令和6年4月1日から地方公営企業法を適用することにより、よりわかりやすい経営状況の開示に努め、経営の健全化に注視してまいります。
管渠施設の修繕等維持管理については、可能な限り予防保全は行わず必要最小限の対応を行います。
効率的な事業運営のため、最小限度の職員数で運営してまいります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	投資額の平準化を図り、効率的な投資に努めます。

1、汚水整備について

本町の汚水整備率は、78.8%です。
平成6年度、平成11年度から平成20年度にかけて、下水道整備を集中的に進めたため、現在地方債の償還額が経営を圧迫しています。
今後は、投資額の平準化を図るため、整備箇所を精査し、少しでも効率的な所に投資していきます。
事業費は、毎年5千万円を見込んで計画しています。

2、老朽管対策について

管渠の更新については、計画的に老朽管対策を行ってまいります。

3、法適化による公営企業会計への移行

令和6年度に公営企業会計へ移行する予定であります。
公営企業会計化することにより、下水道会計の見える化を進めてまいります。

4、投資の平準化について

建設改良費については、投資額が突出した年度がないように計画しております。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	国庫補助金や地方債を最大限に活用し、住民負担の軽減・負担の平準化に努めます。

1、使用料収入

人口減に対しては、水洗化率の向上を目指し、啓発活動を強化することにより収入を維持できるものとして計上しています。

2、企業債

地方債の償還が経営を圧迫している。企業債対策として工事箇所を精査することで大幅に地方債の新規発行額が低減されています。
償還額及び企業債残高については、年々減少の傾向にあります。
工事費を平準化することにより新規発行額を抑えてきました。この取り組みを継続するものとして費用を計上しています。
資本費平準化債については、制度改正により年々減額する見込みで計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

1、職員給与費

給与費抑制のため55歳昇給停止で計上しています。

2、修繕費

維持管理費については、調査点検を実施し計画的に補修することとして経費を計上しました。
予防保全は極力控えることとして経費を計上しました。

3、委託費

職員数を最少人数にするため、委託できうるものは極力計上しています。

4、光熱水費等

本町の場合、汚水については、自然勾配で処理できないところが多く、ポンプ施設等の維持管理費が発生します。
汚水処理については、流域で共同処理しており、単独の処理場を有していません。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	・南大阪湾岸流域(南部)公共下水道として広域化を継続していきます。 ・今後、人口減少が予測されることから、普及促進による大幅な使用料収入は見込めません。そのため、費用対効果の得られない区域は、効率的な下水道経営、持続的な下水道事業実施等の観点から整備計画区域の見直しを検討し、最適化に努めます。
投資の平準化に関する事項	未普及対策については、引き続き投資の平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	汚水マンホールポンプの点検業務、下水道使用料の徴収の委託を行ってきたが、今後最適な手法を検討します。
その他の取組	特になし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後、経費回収率が、大幅に低下する場合には使用料の見直しを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	未利用地等の資産がなく、資産活用による収入の増加は見込めません。
その他の取組	特になし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特になし。
職員給与費に関する事項	現在、給与の基本給から2%減額するなど、職員給与の抑制に努めております。
動力費に関する事項	該当無し。
薬品費に関する事項	該当無し。
修繕費に関する事項	調査・点検を実施し、維持管理費の抑制に努めてまいります。
委託費に関する事項	職員数抑制のため、外部委託できるものは、今後も外部委託してまいります。
その他の取組	特になし。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	投資・財政計画については、実績額を見極めた上で、見直しが必要であると考えております。経費回収率が大幅に低下し、使用料の改定が必要となれば、その時点で見直しを行います。
---------------------	---

経営比較分析表（令和元年度決算）

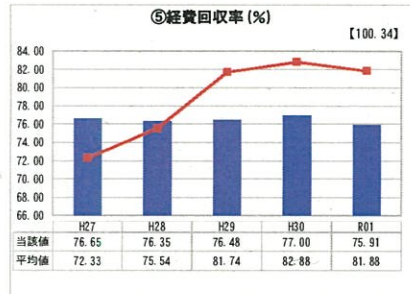
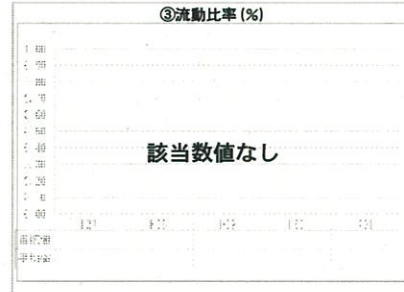
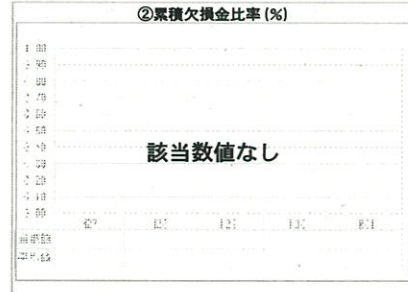
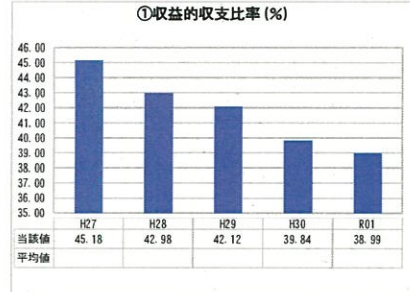
大阪府 堺市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20㎡当たり家庭料金 (円)
-	該当数値なし	78.78	85.50	1,990

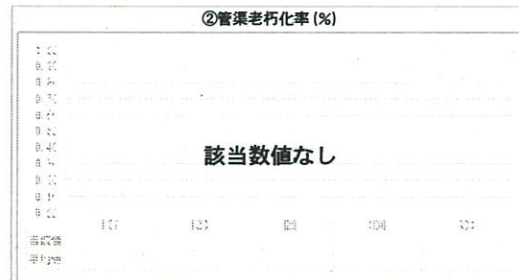
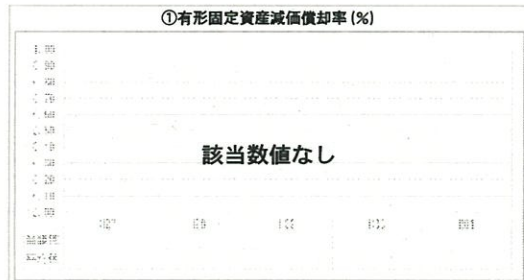
人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
15,634	49.18	317.89
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
12,215	4.26	2,867.37

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
□ 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益の収支比率については、分母となっている地方債償還金の増加に伴い、低減傾向にある。

経費回収率については、普及率が低いことなどから、汚水処理費に見合う使用料収入を確保できておらず、類似団体平均値を下回っている。

汚水処理原価については、ポンプ場等の施設を保有していないことから、類似団体平均値を下回っている。

水洗化については、類似団体平均値を上回ったが、高齢者世帯のうち多くの世帯で未接続の状況が見られる。

なお、施設利用率については、単独処理場を設置していないため、当該値を計上していない。

2. 老朽化の状況について

本町では、平成元年から下水道事業に着手しており、現在までに布設した管渠について、老朽化している箇所は見られない。

ただし、帰属を受けた管渠については、一部、管更生等の補修を行っている。

また、本町は、ポンプ場等の施設は保有していない。

全体総括

収益的収支比率・経費回収率・水洗化率が低く、収支均衡を保つために現在、一般会計からの繰入金に頼る状況にある。

今後は、水洗化率の向上（広報掲載・住民説明会）や維持管理費・建設改良費の削減を図ること、経営健全化に努めていくものである。

令和3年3月に経営戦略を策定する予定である。